

「第4次広島県廃棄物処理計画」素案に係る県民意見募集における意見への対応等について

1 意見の件数

11件（6人・団体）

2 意見の内容と対応・考え方

(1) 素案の修正（件数1件）

ア 第6章 施策の展開

| 番号 | 意見の内容 | 対応・考え方 |
|----|---|---|
| 1 | <p>排出量が増加している市町の要因として、紙おむつの増加が考えられる。</p> <p>紙おむつは、燃えるごみとして廃棄され、水分を大量に含むことから、焼却工場における処理コストを増加させる。</p> <p>計画の一般廃棄物の適正処理対策の推進に、紙おむつの対策の記述がないので、紙おむつの適正処理に関する調査や技術的課題等を取り上げていただきたい。</p> | <p>紙おむつの対策について、「家庭や介護施設などからの排出が増加すると考えられる紙おむつなど、市町での処理が困難な一般廃棄物については、適正処理が可能な事業者への処理の委託などが必要となるため、適正な処理ルート等に係る調査を行う。」という記述を追記します。</p> |

(2) その他

ア 提案・要望（件数10件）

(ア) 第4章 廃棄物処理の課題

| 番号 | 意見の内容 | 対応・考え方 |
|----|--|---|
| 2 | <p>「人材育成」、「循環ビジネス振興」、「リサイクル製品登録」、「情報発信」、「公共工事利用」の必要性が記載されているが、現在リサイクルの発展を妨げる最大の要因は、再生品のマーケットが育っておらず、再生品の販路に限られることである。こうした課題や、それを踏まえた支援策の必要性を盛り込むべきである。</p> | <p>リサイクルの推進に当たっては、リサイクル製品の使用促進も主な課題と考えています。県ではホームページへの掲載やパンフレット等を通じ、販路拡大に繋がる情報提供を行っているところですが、引き続き、関係部局及び関係団体等との協議やヒアリングにより広く課題を抽出し、製品の品質の確保や向上、販路拡大に向けた対策等の検討を行います。</p> |
| 3 | <p>非常災害時においては産業廃棄物処理施設においても災害廃棄物処理を行うことを想定して、施設の処理余力等について把握しておく必要がある。</p> <p>また、中間処理施設（木くず、がれき類の破碎施設等）の場合は、処理余力等の他に中間処理した後の再生品の販売先、販売量の余力を確保している事も調査する必要がある。</p> | <p>災害廃棄物処理体制の確保にあたっては、今後、検討に必要な事項を把握する必要がありますが、産業廃棄物処理施設における処理能力等も把握した上で、再生利用の確保についても、市町、関係事業者等と連携して検討を行います。</p> |

(イ) 第6章 施策の展開

| 番号 | 意見の内容 | 対応・考え方 |
|----|--|--|
| 4 | <p>一般廃棄物の減量化については、市民や企業への効果的な啓発とインセンティブがはたらく施策が必要と考える。</p> | <p>住民の理解と協力が得られるような市町の取組を促進する必要があることから、ごみの分別に係るインセンティブの事例なども含め、全国の自治体の先進事例も取り入れて効果的な手法について検討を行います。</p> |

| 番号 | 意見の内容 | 対応・考え方 |
|----|---|--|
| 5 | リサイクル製品については、登録などされてもコストや品質の関係から利用されない実態を事業者からよく聞く。県が率先して公共事業などで積極的に活用（採用）することが望ましいと考える。 | リサイクル製品の使用促進に取り組みます。県ではホームページへの掲載やパンフレット等を通じ、販路拡大に繋がる情報提供を行っているところですが、引き続き、関係部局及び関係団体等との協議やヒアリングにより広く課題を抽出し、製品の品質の確保や向上、販路拡大に向けた対策等の検討を行います。 |
| 6 | 計画自体に異論はないが、この計画を現実的なものにできるのかが問題である。 リサイクルや再利用を求めるのなら、現実的には、販売先の確保や売れる物、または、使用してくれる物を作らなくてはならない。これらの出口を確立しない限り、どんな計画を作っても、現実味が無いように思う。 再生利用された製品が確実に使用されるような計画で議論し、関係団体と協議すべきである。 | |
| 7 | 再生品市場を育成し、販路拡大を図るためには、再生品の「品質（安全、安心）」や「優位性（競争力）」を付与し、市場に再生品を選択してもらう必要がある。そのためには、「基準づくり（規格化）」や「普及」、「メリット（付与）」等に取り組む必要がある。 こうした「再生品市場」の育成策や「販路拡大」に向けた支援策を盛り込めないか。 | |
| 8 | 小型家電のリサイクルは、広島市が率先して取り組むべきと考える。 | 平成 26 年に策定された広島市一般廃棄物処理計画においては小型家電リサイクルを推進していくことされています。県においても、確実な資源循環を実現するため、市町の実態に応じた小型家電リサイクルの取組を支援していきます。 |
| 9 | 違法な不用品回収業者の指導強化の記載がありますが、不用品回収については、アパートの各家庭の郵便ポストに、電子レンジ等の家電の無料回収チラシが時々入っており、利用する人もいるように思う。空き地で集めている場合もあり、これらの回収のほとんどは違法なものと聞く。 環境汚染の防止や適正な処理から、住民がこの無料回収を利用しないことも求められる。住民が無料回収を利用しないなど、環境に配慮した行動が広がるよう、行政がもっと PR することが必要である。 | 違法な不用品回収業対策については、違法業者への指導と併せ、小型家電リサイクル法に規定された適正なルートで処理されるよう、排出側である住民等への啓発が有効であると考えます。 引越時期である 3、4 月に集中して啓発を行うなど、市町と連携して効果的な取組を進めていきます。 |
| 10 | 海岸漂着物については、清掃活動も重要であるが、次々と漂着しきりが無いものである。難しいかもしれないが、発生源をもとから絶つ取り組みが必要と考える。その場合、広島県単独でなく、瀬戸内海沿岸域など広域的に連携した取り組みが必要と考える。 | 発生源となる陸域からのごみ対策については、ラブリバーなどのアダプト制度により、河川の美化・清掃活動に必要な資材の提供、回収したごみの処分などの支援を行っているほか、市町が行う不法投棄防止対策について、市町の取組を支援しています。 また、瀬戸内海沿岸域における海岸漂着ごみの発生抑制対策について、瀬戸内海の 35 の府県市からなる瀬戸内海環境保全知事市長会議による呼びかけなど、広域的に連携した取組を進めていきます。 |
| 11 | 優良産廃業者も、認定された場合のインセンティブを付与するべきと考える。 | 優良認定業者の育成により産業廃棄物の適正処理を推進するため、同業者が優先的に処理先に選定される環境づくりや具体的な方策について検討を行います。 |

イ 質問・確認（件数 0 件）